

農林漁業信用基金の漁業信用保険業務の実施について

62.10.1-62水漁第3692号

水 産 庁 長 官

農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和62年法律第79号）に基づき、昭和62年10月1日付けをもって設立されたところであるが、信用基金の漁業信用保険業務については、解散前の中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）の業務をそのまま引き継ぐものであることから信用基金への承継に当たっては、中央基金が行ってきた業務との同一性及び連続性を保つように進めてきたところである。

ついては、信用基金への移行に当たって今後の中小漁業融資保証保険制度の円滑な運営に支障のないようにされたい。

なお、これまでに示した中小漁業融資保証保険制度の運営に関する通達等については、信用基金が設立され、中央基金が解散した後も変更がないので、念のため申し添える。